

連載

フィールド・アイ

Field Eye

フランスから——③

東北大学助教授 嵩 さやか

Sayaka Dake

■自由、平等、「連帯」？

近頃、新聞やテレビニュースでは2007年大統領選挙関係のトピックが大きく扱われるようになり、大統領選候補者たちが表明する政策方針が大きな関心の的となっている。特に、最有力候補者であるサルコジ内相（与党・国民運動連合（UMP）党首）の対抗馬と目されている社会党公認のロワイヤル女史が、政策課題の第一に治安の改善を挙げ、さらに35時間法を批判したことは新聞の一面を飾った。同女史は、35時間法によって恩恵を受けているのは管理職クラスの労働者であり、職業資格の低い労働者には労働時間の不規則化という労働条件の低下を引き起こしているとの批判を展開した。こうした各大統領選候補者の政策方針をめぐる話題は、これからしばらく紙面を賑わしフランス人の最大の関心事となっていくことは確実だろう。

しかし、つい1週間ほど前にフランス人たちの間でちょっとした問題になっていたのが、「聖靈降臨祭の翌月曜日（2006年は6月5日）に仕事をするか？」ということであった。聖靈降臨祭とはキリストの復活50日後に聖靈が降臨したことを記念するキリスト教上の祭りであり、フランスでは1886年以来その翌日の月曜日を祝日としてきた。しかし、ラファラン政府（当時）の下で制定された2004年6月30日の法律は、この祝日を実に「曖昧な日」にしてしまった。というのも、2003年夏の猛暑により高齢者を中心約1万5000人の死者が出たことを受けて、同法律は高齢者や障害者の「自立」のための「連帯の日（Journée de solidarité）」として無給の労働日を新たに設け、労働

協約や協定に特に定めがない場合にはその「連帯の日」を聖靈降臨祭の翌月曜日とする、としたからである。つまり「連帯の日」は労働者にとっていわば「タダ働き」の日であり、この日の労働に対する報酬相当額は使用者が納付する税という形をとて高齢者や障害者のためのサービス費用（特に猛暑対策費用）にあてられるのである。ただし、この「連帯の日」に働くかなくても労働者に罰金は科せられないし、この日に欠勤したことを理由に給料からその日の報酬相当分を天引きした使用者にその天引き分を労働者に払い戻すことを命じた労働審判所判決も出されている。働くかなくても実際には直接的な不利益を被らないのなら当然「働きたくない」と思う労働者も出てくる。恐らく、この法律が制定されたときは2003年の猛暑が記憶に新しく高齢者のためにみんなで「連帯」しようとする気運も高まっていたのだろうが、数年経ってしまうと既得権であった祝日を手放してまで「連帯」したくないと思うようになってきたのだろう。実際、この日にストを行った労働組合もあり、多くの公共交通機関は土曜日や日曜・祝日のダイヤで運行していた。商店も営業している店と閉まっている店とが不規則に併存していた。また、たとえ「連帯」する用意があっても、「連帯」を妨げる要因もあった。それは、小学校などで聖靈降臨祭の翌月曜日の授業が全て休みとされたことである。小学生を子供にもつ親たちにとって、この日には仕事に行きにくい状況となったのである。「連帯の日」の「連帯」は、最終的には使用者の支払う税の分配によってその機能が担保されているものの、法律による「連帯」の組織化が、本来の連帯の担い手である労働者の「連帯意識」の欠如や「連帯」の阻害要因のためにうまく実現していないひとつの例といえよう。

「連帯（solidarité）」という言葉は、フランスの社会法分野ではよく耳にする。例えば、高齢者の最低所得保障給付の財源をまかなう基金を老齢者連帯基金といい、国と一定の使用者（地方公共団体や企業）の間で締結される協定に基づいて長期失業者や中高年失業者の就職支援のために失業者と使用者との間で締結される特殊な労働契約は雇用連帯契約と名づけられていた（2005年1月18日の法律による改正前の労働法典L.322-4-7参照。現在は雇用支援契約という）。また、社会保障法制や労働法制の枠組みの外でも、「助け合い」というような意味合いで日常的に「連帯」という言葉が使われる（例えば、2004年12月に発生したイ

ンドネシア・スマトラ（沖）地震による津波の被災者へのチャリティ活動は「アジアのための連帯（Solidarité-Asie）」と呼ばれている。

こうした用語の多用を見ると、「連帯」は、「自由」「平等」と並んで、現代フランス人の意識の中に深く浸透している基本的な規範のひとつとなっているといえそうである。しかし、第五共和国憲法が定めるフランス共和国の標語は「自由、平等、友愛」である。「友愛（fraternité）」は、「連帯」同様、個々人を結びつける社会的つながりを表す言葉であるが、「連帯」とは異なった意味合いをもつ。「友愛」はしばしば血のつながった兄弟間の関係になぞらえた共同体関係を指し示す言葉と理解されがちであるが、本来は、信仰などを通じて共通の祖をもつ人々を結びつけている関係を意味する（SUPIOT（A.）, *La fraternité et la loi, Droit social*, janvier 1990, p.119）。したがって、「友愛」は共通の祖をもたない他者を排除する理念であり、共同体への所属意識という主観的感情に基づいた伝統的な社会化の様式に適合的な言葉である。しかし、個々人を結びつける絆の客觀化と一般化により、「友愛」は個々人間のつながりを表現する言葉としての相当性を失っていった。すなわち、個々人を結びつける紐帶が信仰や所属意識というような主観的なものから、利害という客觀的なものに移り変わっていき（例えば労働組合）、さらにそうした利害の共通する人々の集団間で互いに依存し、共同体をともにしない他者と連携するようになっていったのである。こうしたより客觀的で一般的な社会的つながりを意味する言葉として「連帯」が19世紀末頃から頻繁に使われ、定着するようになったのである（SUPIOT（A.）, *op. cit.*, pp.120-122）。

現在のフランスでは、自発的なものから法律によって強制されているものまで、実に多様な「連帯」が機

能している。前述の「連帯の日」は、連帯の担い手となる労働者に「タダ働き」という目に見える貢献を強いたために反発を招いているという側面が否めない不幸な例であるが、他方で、労働者たちが知らないうちに連帯に関与させられていて結果的に連帯がうまく機能しているという例もある。先日、ナントの自営業者のための社会保険金庫にインタビューに行った際、実際に興味深い話を伺った。フランスの社会保険は職業ごとに多くの制度が併存しており、基本的には個々の制度は財政的に自立している。しかし、1970年代に、就業構造の変化によって財政難に陥っている制度へ他の制度から財政補填を行うという措置が導入された。補填にあてられる財源は、当然、補填を行う制度の被保険者が納めた保険料である。つまり、被保険者は財政難に陥っている他制度の被保険者・受給者のために再分配を行っているのである。こうした措置は「職域間連帯」の実現である、と説明されているが、ナントの自営業者のための社会保険金庫の担当者によれば、そのような財政補填が行なわれていることをほとんどの人は知らないということである。また、その担当者は「知る必要もない」とも言っていた。法律によって組織された「連帯」に必ずしも各人の積極的な連帯意識が伴っていないだろうということは容易に想像できるが、積極的な連帯意識どころか連帯していること 자체も知られていないで30年以上もの間しっかり機能している「連帯」もあるのだ。「連帯」の構成員のあらゆる意味での主観性が欠如している「連帯」のひとつの極端なあり方の例といえよう。

（なお、筆者は日本学術振興会・海外特別研究員（平成16年度）として2004年9月から2年間フランスに派遣されており、本誌における全3回の連載はその活動によるものである。）